

## 独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会設置要領

〔平成 2 1 年 1 2 月 9 日〕  
独立行政法人北方領土問題対策協会理事長決定

平成 2 7 年 7 月 1 0 日一部改正

### (目的及び趣旨)

第 1 条 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」に関する点検その他独立行政法人北方領土問題対策協会(以下「北対協」という。)の契約について審議するため、同協会内に「独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会(以下「委員会」という。)」を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議・点検を行う。

- (1) 「調達等合理化計画」に関する策定、改定及び自己評価に関すること
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

### (委員)

第 3 条 委員会は、北対協監事 2 名及び外部有識者 2 名をもって構成する。

- 2 外部有識者の委員は、中立・公正の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他事務を適切に行うことができる者を、主務大臣の了解を得て、北対協理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、外部有識者の中から、委員の互選により定める。また、会務を総括し委員会を代表する。
- 4 外部有識者の委員の委嘱期間は、2 年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (開催)

第 4 条 委員会の会議は、北対協理事長が招集し、必要に応じて随時開催する。

- 2 委員会の会議は非公開とし、審議の概要はこれを公表する。

### (庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、北対協において処理する。

### (その他)

第 6 条 この要領に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。